

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

1.	法文学部・人文社会科学研究科	研究 1-1
2.	教育学部・教育学研究科	研究 2-1
3.	医学部・医学系研究科	研究 3-1
4.	総合理工学部・総合理工学研究科	研究 4-1
5.	生物資源科学部・生物資源科学研究科	研究 5-1
6.	法務研究科	研究 6-1

法文学部・人文社会科学研究科

研究水準	研究 1-2
質の向上度	研究 1-3

Ⅰ 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、平成 19 年度に教員が公表した著書が 24 件、論文が 81 件である。山陰研究センターなどの組織的研究の推進とその成果の積極的な社会還元が行われている。教員個人の研究においても、県内の IT 関連企業・技術者・研究者あるいは市民各層と協力して進められているもの、地元教育委員会の委嘱を受けて取り組んでいるものがある。また、平成 19 年度の海外出張は 29 件、海外研修は 6 件、国内学会発表は 22 件、国際学会発表は 10 件とそれぞれなっている。研究資金の獲得状況については、平成 19 年度の科学研究費補助金の採択数は、応募 54 件、採択 22 件、採択金額 3,526 万円となっている。平成 16 年度以降の受託研究は 3 件、寄付金の受入れが 17 件となっていることなどは、相応の成果である。

以上の点について、法文学部・人文社会科学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、法文学部・人文社会科学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、文学、史学、文化人類学分野で、先端的研究を追及する優れた研究成果が生まれている。国際水準での優れた研究活動として、唐代

北辺財政の研究、近代ドイツ帝国議会の研究、臓器移植をめぐる心の移植の研究がある。また、米文学研究、桂林における唐代石刻の研究、地方長官会議の歴史的研究において、優れた成果を収めている。社会、経済、文化面では、地域の知の拠点として、地域社会の要請に積極的に応え、地域との連携を深める研究活動を推進しているほか、考古学研究室による弥生時代の王墓研究も優れた成果を収めている。ラフカディオ・ハーンの研究は、法文学部・人文社会科学研究科教員が主導的役割を果たしたことから優れた成果である。また、過去4年間の研究成果によって、法文学部・人文社会科学研究科教員が主導的役割を果たした共同研究が、国立大学図書館協会賞1件を受賞している。これらの状況などは、相応の成果である。

以上の点について、法文学部・人文社会科学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、法文学部・人文社会科学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が4件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。

教育学部・教育学研究科

研究水準 研究 2-2

質の向上度 研究 2-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、著書・論文が選定された研究業績リストには平成 19 年度の成果が数点含まれているが、著書及び論文数については、増加傾向を示す平成 18 年度までの研究業績数が記載されているにとどまっている。また、研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金の採択件数をみると、平成 16 年度 20 件に比べ、翌年以降減少するが、平成 18 年度には底を打ち、平成 19 年度 16 件と向上しているほか、寄附金の件数も平成 16 年度 15 件、平成 17 年度 10 件、平成 18 年度 10 件、平成 19 年度 14 件となっていることは、相応な成果である。

以上の点について、教育学部・教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、教育学部・教育学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、教育学部・教育学研究科において、教育・心理、特別支援教育をはじめ、人文・社会、自然さらに保健・体育、芸術の各分野で相応の優れた成果を上げている。学術面と社会、経済、文化面とを「地域における教育分野での研究拠点化」「国際的にも評価される研究の推進と成果の情報発信」「社会との連携による多角的な研究

協力と研究成果の還元」の三つの研究目的に分けている。ここで学術面についてみると、まず古代中国研究、子供の心理研究、海洋環境研究等の分野で優れた研究成果を上げている。社会、経済、文化面でも科学教育や芸術分野で優れた成果を上げている。著書、論文、研究発表を数的にみると、平成16年度から平成18年度と確実に増加傾向にあることから、期待される水準にあると判断されることなどは、相応の成果がある。

以上の点について、教育学部・教育学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、教育学部・教育学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が5件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。

医学部・医学系研究科

研究水準 研究 3-2

質の向上度 研究 3-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、学術論文は平成 19 年度に和文 479 件、英文 399 件であり、国内学会発表は 2,000 件、国際発表は 300 件を超えており、レベルの維持は出来ていると判断した。研究資金の獲得状況については、平成 19 年度の科学研究費補助金は、1 億 5,386 万円、寄附金は、3 億 3,036 万円、外部研究資金の総額は 6 億 8,637 万円となるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、医学部・医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、医学部・医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、インパクトファクター（IF）が 10 以上の雑誌に掲載された研究、国際レベル全国レベルの主要な学会で受賞した発表、年間 1,000 万円以上の研究費を連続的に獲得したもの、もしくは上記の 3 項目すべてに該当するものが 7 件ある。そのうち、学術面では、衛生学で卓越した業績が認められる。社会、経済、文化面では、特に整形外科学の分野で、卓越した業績が認められ、社会貢献を果たす研究実績が行われている。

るなどの相応な成果がある。

以上の点について、医学部・医学系研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、医学部・医学系研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 2 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

総合理工学部・総合理工学研究科

研究水準	研究 4-2
質の向上度	研究 4-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、年間教員一名当りの学術論文数が 2.4 件、研究発表件数が 4.7 件である。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金の獲得金額が年平均 8,200 万円と 4 年間で大きな変化がない。共同研究費は、4 年間で 1.43 倍に増加している。その他の学会活動については、過去 4 年間で国際会議を 4 件、国内会議を 6 件開催しているなどの相応な成果である。

以上の点について、総合理工学部・総合理工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、総合理工学部・総合理工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、「理工融合によって産業界への貢献」「特色ある国際貢献」を目指した研究において、成果が数多く生まれている。卓越した研究業績として、例えば、独立行政法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）との共同による太平洋での火山活動についての研究、シリコン系デバイスに関する研究等、産業界との連携したあるいは地域社会にも貢献する高い研究成果を収めている。また、超深度水素化脱硫触媒に関する基礎研究、ナノテクプロジェクトの酸化亜鉛グループによる研究、中海・宍道湖に関

する研究等の分野では、優れた成果を収めている。社会、経済、文化面では、スリランカ等の地下水汚染に関する研究等において、優れた研究成果を収めているなどの相応な成果である。

以上の点について、総合理工学部・総合理工学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、総合理工学部・総合理工学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 3 件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。

生物資源科学部・生物資源科学研究科

研究水準 研究 5-2

質の向上度 研究 5-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、平成 18 年度の状況ではあるが、著書、論文数は 179 件で、国際誌に発表した原著論文数は 102 件であり、学会発表数は 335 件（うち国際学会は 65 件）である。特許出願・取得数は 15 件である。研究資金の獲得状況については、平成 18 年度の科学研究費補助金の採択数は 26 件であり、共同研究 20 件、受託研究 13 件、寄付金 25 件となっており、活発な研究活動が展開されていることなどは、優れた成果である。

以上の点について、生物資源科学部・生物資源科学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、生物資源科学部・生物資源科学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、作物学・雑草学、園芸学・造園学、植物病理学、土壌物理学、応用生物化学、生物生産化学・生物有機化学、農業環境工学、環境農学、応用分子細胞生物学、皮膚科学の各分野で優れた研究成果を上げている。優れた研究成果として、例えば、関口病斑形成におけるトリプタミン関連酵素の研究や、イネグルタミン酸炭酸酵素（OsGAD2）の機能解析が挙げられる。社会、経済、文化面では、環境技術・

環境材料、応用昆虫学、応用生物化学、農業土木学・農村計画学の各分野で相応の成果を上げている。また過去3年間の研究成果によって、国内学会賞11件を受賞している。これらの状況などは、相応な成果である。

以上の点について、生物資源科学部・生物資源科学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、生物資源科学部・生物資源科学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が4件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。

法務研究科

研究水準 研究 6-2

質の向上度 研究 6-3

Ⅰ 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、記載された成果によれば、著書、論文、判例評釈、教科書等の研究業績および学会での口頭発表が相応に行われ、科学研究費補助金および外部委託調査等による外部資金を導入しての研究がなされている。また、PFI 刑務所についての外部共同プロジェクトに教員が共同研究者として参加しているなど、多様かつ法曹養成との関わりを持つ研究もなされているなどの相応な成果がある。

以上の点について、法務研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、法務研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、児童虐待に関連する刑事法の分野で優れた研究成果が収められている。社会、経済、文化面では、例えば水法・国土保全法の分野で優れた成果が収められており、今日的な課題に対する先駆的な知見を与えるなどの相応な成果がある。

以上の点について、法務研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、法務研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断され

る。

なお、提出された研究業績説明書のうち、優れた業績と判断できるものが少なかったことから、今後の自己評価能力の向上が期待される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が 3 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。